

**令和3年度 ベビーシッター利用支援事業【助成券方式】（事業者連携型）  
（新型コロナウイルス緊急対応）のご案内**

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、保育所などが臨時休園等となったことにより、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなどで仕事を休むことが困難な場合に、認可外の居宅訪問型保育サービス（ベビーシッター）を利用した際の利用料を一部助成します。

1 対象者

区内在住で、臨時休園等している保育所等（認可保育所、認定こども園（保育部門）、地域型保育事業、認証保育所等、認可外保育施設、幼稚園等）を利用している児童の保護者。

※就労を理由に保育所等を利用している方に限ります。

2 補助対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（予定）

3 利用料金

児童一人につき1時間あたり150円（税込）

※入会費・保険料・交通費等は、別途必要となる場合があります。

4 利用時間および利用上限

休日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月～土曜日までの午前7時から午後10時までのうち

- ・保育短時間認定の方　：児童一人あたり1日8時間かつ月160時間まで
- ・標準時間認定の方　　：児童一人あたり1日11時間かつ月220時間まで

5 対象事業者

都の指定するベビーシッター利用支援事業認定事業者

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/jigyoushalist.html>

（  で検索）

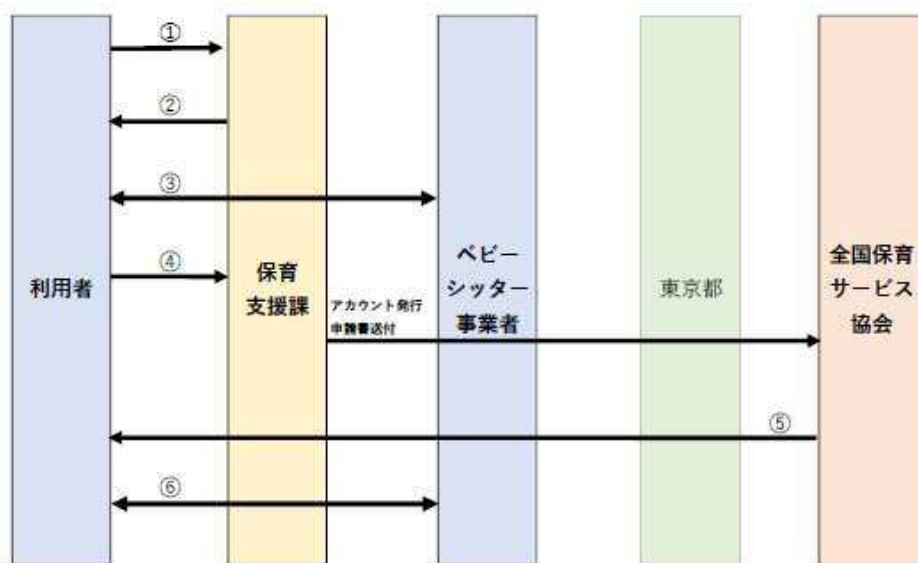
6 提出書類

	提出書類	提出時期
1	対象者確認申請書（コロナ休園用）	対象者確認申請時
2	勤務状況証明書（コロナ休園用）	
3	アカウント発行申請書（コロナ休園用）	アカウント発行申請時（窓口配付）

## 7 注意事項

- (1) 保育所等が休園となった場合ではなく、保護者自身が利用を自粛した場合は、本事業の対象となりません。施設による登園自粛要請に応じた場合は、助成対象です。
- (2) 対象児童または保護者、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染中、または保健所より濃厚接触者と判定され、経過観察期間中は、本事業の対象となりません。
- (3) 基本保育料について、他の助成制度や福利厚生制度を利用し、すでに負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料が助成対象となります。
- (4) 1人のベビーシッターが複数の児童の保育を行っている場合は、助成対象外となります。
- (5) 本事業にかかる補助金は、所得税法上の非課税所得に該当します。

## 8 申請から助成券発行までの流れ



No	手続名	内容
①	対象者確認申請 (利用者 → 区)	以下2点の書類を品川区へ提出します。 (i) 対象者確認申請書 (コロナ休園用) (ii) 勤務状況証明書 (コロナ休園用)
②	対象者確認書の返送 (区 → 利用者)	①でご提出いただいた書類に不備がなく、本事業の対象者として確認ができた旨を、ご自宅へ郵送します。
③	事業者と契約 (利用者 ↔ 事業者)	②で受領した通知を、都の認定した対象事業者へ提示し、契約を行います。
④	アカウント発行申請 (利用者 → 区)	契約完了後、以下2点の書類を品川区へ提出します。 (i) 事業者と締結した契約書 (ii) アカウント発行申請書
⑤	助成券の発行 (全国保育サービス協会 → 利用者)	専用システムから助成券の発行に必要な専用サイトのログインID、パスワードが、郵送またはメールで送付されます。
⑥	ベビーシッター利用開始	契約したベビーシッター事業者へ助成券を提示し、利用を開始します。

## 9. 問合せ先および提出先

品川区 子ども未来部 保育支援課 開設・計画担当 (第2庁舎7階)

〒140-8715 品川区広町2-1-36 / TEL: 03-5742-6039